

以下の資料に、決定した条例案、規則、計画等を添付し結果を公表する。

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則等の一部改正に伴う  
パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和6年2月9日（金）から令和6年2月29日（木）まで
- 2 意見件数等 4人の方から4件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	0件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	4件
C	業務の参考とする	現時点では意見を規則や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	0件
D	原案のとおりとする	規則の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	0件
E	規則に記載済み	規則への記載についての意見だが、既に記載してある場合	0件
			計 4件

4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の内容	県の考え方
1	障害者支援施設に対してかなり要望が多いが、いつまでにやらなければならないのかという点が明確ではないため、令和7年3月31日までは努力義務にするなど、その点も明記して欲しい。	B 御意見として承ります。また、事業者には課される責務については、経過措置等を含め適切に周知していきます。

2	<p>国の方針のため、内容について特に反対を意見するものはない。素早く改正を。</p> <p>改正項目が周知徹底されないと改正の意味がないので、事業者側への情報提供を徹底し、必要に応じて説明会を開催すべき。</p>	B	<p>御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>重度訪問介護について、深夜以外では、身体介護・家事介護を中心とする支援となっており、ヘルパーは、医療ケアを必要とするなど通常の支援より緊張も強いられ、その内容も多岐に渡るが、報酬単価が低いため、引き上げを強く願います。</p>	B	<p>障害福祉サービス等報酬については、都道府県で定めるものではなく、国の告示により運用されるものですので御理解をお願いします。</p>
4	<p>10人定員時、人員基準上必要な職員は「児童指導員又は保育士」とあるが、職員が退職した際に、募集をしても採用に至らず、即時対応が出来ない場合があるため、有資格者は2名のうち1名としてもらいたい。</p> <p>また、児童指導員等加配加算について、国の留意事項通知においては常勤換算とされているので、これに沿った運用を検討してもらいたい。</p>	B	<p>御意見として承りますが、人員基準に関する規定については、都道府県が条例や規則を定める際に従うべき基準とされており、県が異なる内容を定めることはできないため、御理解をお願いします。</p> <p>また、報酬については今回の規則改正とは直接関係はありませんが、児童指導員等加配加算については、令和6年報酬改定における国基準に沿って運用して参ります。</p>